解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年五月十七日開催の通常総会において解散の決議を行い、同年十月二十三日付で主務官庁の許可を得、同日解散いたしましたので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十二月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月十七日

静岡県浜松市北区三ヶ日町釣七八番地の一

社団法人静岡県立三ヶ日高等学校後援会

代表清算人　森田　繁男

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年十一月三十日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十二月十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月十七日

京都府相楽郡南山城村大字田山小字ツルギ五五番地の二

財団法人京都府少年教育振興会

代表清算人　谷口　博

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十四年十二月十四日社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十二月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月十七日

奈良県橿原市畝傍町一番地

社団法人橿原考古学協会

代表清算人　菅谷　文則

解散公告（第二回）

当法人は、愛媛県教育委員会の許可により、平成二十五年十一月二十五日解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十五年十二月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月十七日

愛媛県上浮穴郡久万高原町久万一八八番地

財団法人上浮穴郡教育義会

代表清算人　玉水　壽清

解散公告（第二回）

当法人は、愛媛県知事の許可により、平成二十五年十一月十九日解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十五年十二月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月十七日

愛媛県上浮穴郡久万高原町下畑野川甲三一九番地一

財団法人川瀬地区農林水産振興会

代表清算人　岡　信一

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年十月三十一日開催の理事会の決議により、平成二十五年十一月二十六日付をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十二月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出ください。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月十七日

福岡市中央区天神四丁目一〇番一二号

財団法人福岡県農山漁村住宅協会

代表清算人　松尾　照和

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年十一月三十日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十二月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月十七日

長崎県北松浦郡佐々町須崎免四九四番地一

社団法人北松歯科医師会

代表清算人　林　英二

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年十一月二十二日開催の臨時会員総会において、決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十二月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月十七日

茨城県日立市久慈町七丁目二四番一八号

社団法人茨城県環境整備協会

代表清算人　中川　昇

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年十月十七日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十五年十二月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出ください。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月十七日

東京都台東区寿四丁目一六番六号

社団法人東京節句人形振興協会

代表清算人　美濃村和男

解散公告（第三回）

当法人は、寄附行為で定めた存続期間の満了により、平成二十五年十一月三十日付をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十二月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月十七日

東京都千代田区神田神保町二丁目五番地北沢ビル

財団法人住宅管理協会

代表清算人　片岡　廣榮

解散公告（第三回）

当法人は、責任役員会の決議及び東京都知事の認証により平成二十五年十一月七日解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十五年十二月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出ください。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月十七日

東京都世田谷区桜上水三丁目一八番一二号

宗教法人京王観音講

清算人　風間　弘子

解散公告（第三回）

当基金は平成二十五年十一月二十日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十二月三日）の翌日から二箇月以内にお申し出ください。

右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月十七日

奈良県奈良市高天町五番地の一

奈良県建設業厚生年金基金

代表清算人　有井　邦夫

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年十月二十一日開催の臨時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十二月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月十七日

長崎県長崎市旭町三番二二号

社団法人長崎市水産振興協会

代表清算人　山田浩一朗

解散公告（第三回）

当公社は、平成二十五年十月二十二日鹿児島県知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十一月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月十七日

鹿児島県南さつま市加世田川畑二六四八番地

南さつま市土地開発公社

清算人　本坊　輝雄

解散公告（第三回）

当公社は、平成二十五年十二月二日鹿児島県知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十二月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月十七日

鹿児島県南九州市知覧町郡六二〇四番地

南九州市土地開発公社

清算人　霜出　勘平

配当公告

香川県高松市瓦町二丁目一〇番地一八

破産者　青渕被服株式会社

右の者に対する高松地方裁判所平成二十五年（フ）第六号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金一二七、八二五、四六三円

一、配当することのできる金額

金二〇、四五八、二六二円

平成二十五年十二月十七日

高松市西内町四番六号　神原ビル三階

破産管財人弁護士　藤本　尊載